第３次吉川市人権施策推進指針
（素案）

吉　　川　　市

令和５年　月

≪目　　　　　　次≫

Ⅰ　第３次吉川市人権施策推進指針の策定にあたって　・・・・・・・・・・・　1

１　人権施策推進指針策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　第３次吉川市人権施策推進指針の策定　・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　人権施策の基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

１　国際社会の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２　日本国の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
３　埼玉県の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
４　吉川市の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
５　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
６　目標年次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅲ　人権施策推進のための取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

１　人権教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（１）学校教育における人権教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（２）社会教育における人権教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
２　人権啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
３　人権研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

Ⅳ　分野別人権問題の現状と今後の取り組み　・・・・・・・・・・・・・　8

１　部落差別　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
２　女性の人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
３　子どもの人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
４　高齢者の人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
５　障がい者の人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
６　外国人の人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
７　性的指向・性自認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
８　インターネットによる人権侵害　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
９　その他の人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

Ⅴ　　相談体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

Ⅵ　　計画の推進に向けて【実現のために】　・・・・・・・・・・・・・・　２６

１　推進体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
２　連携・協力体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

Ⅰ　第３次吉川市人権施策推進指針の策定にあたって

１　人権施策推進指針策定の背景

昭和２１（１９４６）年１１月にすべての国民に基本的人権を保障した「日本国憲法」が公布されてから２年後、昭和２３（１９４８）年１２月に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており､互いに同胞の精神をもって行動しなければならない｡」と第１条に記した、「世界人権宣言」が国際連合総会で採択され宣言されました。以降、世界中で人権に関わる様々な課題に対する取組が続けられています。

本市では、平成１７（２００５）年に「人権教育のための国連１０年吉川市行動計画」（計画期間　平成１２（２０００）年3月から平成１６（２００４）年１２月）を継承し、本市における人権に関わる様々な課題の現状を明らかにするとともに今後取り組んでいくべき人権教育・啓発の基本的な方向をまとめた、「吉川市人権施策推進指針（以下「指針」という。」を策定しました。

２　第３次吉川市人権施策推進指針の策定

平成１７（２００５）年の指針策定以降、本市では様々な人権課題に対応すべく、教育や啓発、相談といった施策を実施してまいりました。しかし、現在もなお、我が国固有の人権問題である部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権にかかわる深刻かつ重大な問題、インターネットを悪用した差別的書き込み、司法書士や行政書士などによる戸籍等の不正取得などの事案が後を絶つことがありません。

また、平成２３（２０１１）年3月１１日に発生した東日本大震災では、避難所生活を送る障がいのある人や福島第一原発事故から避難された方々に対する差別的言動、新型コロナウイルス感染者等に対する差別・偏見などの人権問題も生じています。

このような社会情勢の変化や新たな人権課題に対応し、「第６次吉川市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図り､「互いを認め合う人権尊重の社会」の実現をめざし、あらゆる施策を人権尊重の視点に立ち、総合的かつ効果的に推進していくため、第３次吉川市人権施策推進指針を策定しました。

Ⅱ　人権施策の基本的考え方

１　国際社会の取り組み

第二次世界大戦後、国際社会は二度にわたる戦争の惨害から将来を救うために、国際連合憲章（以下「国連憲章」という。）のもとに集結し、国際連合（以下「国連」という。）を結成（昭和２０（１９４５）年)、その３年後の昭和２３（１９４８）年には、「世界人権宣言」を公布。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後国連は、

・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（昭和４０（１９６５）年)
・「国際人権規約」（昭和４１（１９６６）年)
・「障害者の権利に関する宣言」（昭和５０（１９７５）年)
・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和５４（１９７９）年)
・「児童の権利に関する条約」（平成元（１９８９）年)
・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（平成５（１９９３）年)

など、様々な人権関連の条約や宣言を決議し、加盟国各国に対し、批准や承認を求めるとともに「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「世界の先住民の国際年」、「国際高齢者年」などを設定し、世界各国で国家を越えた、『人間の尊厳と権利』を守るための努力が続けられてきました。

しかし、依然として国際社会の中では、民族紛争による惨害、人種差別や女性差別などの深刻な人権侵害が公然と行われています。

国連では、平成６（１９９４）年１２月の総会において、「人権教育のための国連１０年（以下「国連１０年」という。)」を採択し、これを具体的に実施するための行動計画では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国・各自治体において、行動計画の作成が求められました。

「国連１０年」の終了年には、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連１０年フォローアップ決議」が採択。平成１８（２００６）年には、従来の「国際連合人権委員会」を格上げするかたちで「国際連合人権理事会」が設立され、同年に開催された総会では、日本も４７理事国の一員に選出されました。

また、平成２７（２０１５）年９月の国連で開かれたサミットで「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ*)」が採択されました。これは、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会共通の普遍的な目標であり、その前文には「誰一人取り残さない」「全ての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎になることを示しています。

このように、国連をはじめとする国際社会では、「人権の世紀」と呼ぶに相応しい世界の実現に向けた取り組みが続けられています。

２　日本国の取り組み

日本国内でも、「基本的人権の尊重」を定めた日本国憲法の下、様々な人権侵害の解消に向けた取組が進められてきました。

「人権教育のための国連１０年」の国連採択（平成６（１９９４）年）を受け、翌年、内閣に「人権教育のための国連１０年推進本部」を設置し、国内における行動計画の策定作業を進め、２年後に「人権教育のための国連１０年国内行動計画（以下「国内行動計画」という。)」（平成９（１９９７）年）を策定し、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者*、刑を終えて出所した人などの人権問題を重要課題とし、取り組みを進めてきました。

法的な整備としては、平成１２（２０００）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。」を制定し、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしました。

また、国内行動計画において重要課題としている、個別分野の法では、「男女共同参画社会基本法」（平成１１（１９９９）年)、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成１７（２００５）年)、「児童虐待の防止に関する法律」（平成１２（２０００）年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成１３（２００１）年)、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成２３（２０１１）年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２８（２０１６）年）などの諸法が整備されてきました。

さらに、人権教育・啓発推進法に基づき、平成１４（２００２）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。)」が策定され、この基本計画に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。

そして、平成２５（２０１３）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成２８（２０１６）年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」と「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が制定・施行されるなどの個別の人権課題の解決に向けた法整備も進んでいます。

３　埼玉県の取り組み

埼玉県では、平成１３（２００１）年に「埼玉県人権政策推進会議*」を設置し、埼玉県人権施策推進懇話会による「埼玉県の人権施策推進の在り方について」の提言を受け、翌年の平成１４（２００２）年には、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指し、「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、目標実現のために様々な人権施策を推進してきました。

この指針の計画年度が終了することから、新たに制定された法令や計画との整合性を図るとともに、新たな人権課題へも的確に対応するため、令和４（２０２２）年度を初年度とする「埼玉県人権施策推進指針」（第２次改訂）が策定されました。また、令和４（２０

２２）年には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例*」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例※」が施行され、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」を目指した取り組みが進められています。

４　吉川市の取り組み

本市では、「人権教育のための国連１０年」の推進についての具体化に向け、関係部署の政策課題を横断的に共同して取り組む体制を整備するため「人権教育のための国連１０年推進本部」を設置し、全庁的な体制での取り組みをしてまいりました。

「人権教育のための国連１０年行動計画」では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力と定義される。」としております。

本市におきましても、この定義に基づき、「差別のない明るく住みよいまちづくり」の実現に向け、あらゆる分野の人々が人権について生涯にわたり総合的に学習するとともにその成果を具体的な生活の場において実践していくことによって、本市における「人権文化」を確立することを目的として推進してまいりました。

この推進本部は、平成１６（２００４）年１２月をもって終了しましたが、平成１７（２００５）年４月に「吉川市人権施策推進本部*」を新たに設置し、人権教育・啓発推進法に基づき、平成１７（２００５）年に「吉川市人権施策推進指針」を策定し、平成２４（２０１２）年に改定を行い、あらゆる分野の人権問題の解決にむけ人権教育・啓発事業の推進を図ってまいりました。

令和４年度をもって、この指針の計画年度が終了することから、新たに制定された法令・計画等との整合性を図り、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対応するため、「第３次吉川市人権施策推進指針」を策定し、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重の視点に立った人権施策を推進してまいります。

また、施策の推進につきましては、引き続き、埼葛郡市１２市町*と連携・協議による施策事業を進めてまいります。

５　基本理念

「互いを認め合う人権尊重の社会づくり」

６　目標年次

令和１４（２０３２）年度までを目標年次とします。

ただし、社会情勢の変化や国の制度改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

Ⅲ　人権施策推進のための取り組み

１　人権教育

基本計画では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第２条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨とする（同法第３条）としております。

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、本市の実情に応じて、学校教育と社会教育の相互連携を図りながら実施する必要があります。

（１）学校教育における人権教育

人権教育とは、ただ単に人権についての知識を教え学ぶことではありません。学校教育において人権教育を推進するためには、自分の可能性を追求し、自分らしく生きるために自己を確立し、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々との豊かな相互理解を深めることのできる子どもを育成する必要があります。

①幼稚園・保育所（園）

幼稚園や保育所（園）の中での様々な体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、自分を大切にする心や友だちを思いやる心、豊かな感性を育み、主体的に生きる人間形成の基礎を培うことは、人格形成の上でとても重要です。

○　友だちと一緒に活動する楽しさを知ることにより、人と支えあって生きる力を育てます。

○　友だちとのつきあいの中で、言ってはいけないこと、してはいけないことがあることに気づくようにします。

②小・中学校

小・中学校における人権教育については、授業研究、実践交流を充実し、人権問題を正しく理解し、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じ組織的・計画的に取り組むことが必要です。子どもたちが自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活での仲間づくりを通して、豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、互いに「違い」を認め合い、他者を大切にする態度を育成することに努めます。

○　教育活動全体を通して、人権尊重にかかわる指導を進め、部落差別をはじめ、様々な人権問題について正しく理解、認識するための基礎が身につくように指導します。

○　自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような子どもの育成に努めます。

○　他の人の立場に立ってその人に必要なことや、その人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を育成します。

○　考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能を身に付けることができるよう指導します。

○　自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求をともに満たせる解決方法を見出して、それを実現させる能力やそのための技能を身に付けることができるように指導します。

（２）社会教育における人権教育

近年の余暇時間の増大や高齢化社会の到来に対して、人々はより充実した人生を送りたいと願っています。そのために、生涯にわたって様々な知識を身に付ける生涯学習が必要となってきています。

そこで、誰でも、いつでも、どこでも、何からでも自由に学習ができ、生きがいが感じられる社会（生涯学習社会）づくりが求められています。

こうした生涯学習社会を考えるとき、お互いの人権を尊重し合うことが必要不可欠であり、市民一人ひとりが日常生活の中で、人権にかかわるいろいろな問題に気づき、あらゆる場を学習機会と捉え、自発的に参加し、常に考える習慣を身に付けることが大切です。

○　社会教育の原点でもある家庭において、親子がともに人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに悩み不安を感じている保護者への相談体制の充実を図ります。

○　生涯学習の視点に立って、幅広い市民の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施教材の作成に取り組みます。

○　参加者の固定化や一方的な伝達型の教育内容ではなく、参加型や体験型の教育内容を取り入れるなど、指導方法の創意工夫に努めてまいります。

○　地域における、人権教育指導者の養成及び資質の向上を図ります。

２　人権啓発

基本計画では、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第２条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨とする（同法第３条)。」としております。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとれることを目的として、次の施策を進めてまいります。

○　市民の方々から幅広く理解と共感が得られるよう、その時々の社会情勢を踏まえた啓発活動に取り組みます。

○　基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることの周知度が低下傾向にあるということから、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を進めます。

○　現代社会では、いじめ、虐待、体罰やＤＶ*行為など弱者が被害者となる事件が多発し、理不尽な理由から簡単に人間を殺傷する事件が後を絶ちません。ゲーム感覚や自己満足のために人を傷つける行為は、社会的に生命を尊重する意識が薄れてきていることが背景にあると思われます。改めて、自己を含めた生命の尊さ、他人との共生・共感の大切さを感じてもらえる啓発を進めます。

○　「皆と一緒でなければ安心できない」といった、根強い横並び意識から、時に他人の人権を無視するような言動が生じます。人は決して皆同じではなく、各人が異なる個性を持っているということを前提とした、人権尊重の啓発を進めます。

○　企業や事業経営者などに対しては、近年、ＣＳＲ（企業の社会的責任）が求められていることから、公共職業安定所等の関係機関と連携し、ハラスメントに対する適切な対応や公正な採用選考が行われるよう啓発活動を進めます。

人権啓発に際しましては、啓発の対象者に合わせた内容とし、具体的な事例を挙げて分かり易く進めるとともに、座学に偏らず、啓発の対象者が、参加や体験ができるような手法を検討してまいります。

３　人権研修

（１）行政における人権研修

職員の人権意識の高揚を図るため、研修機会の充実に努めます。特に市職員は人権問題を正しく理解し、それぞれの職務において適切な対応を行うことが重要であり、研修には積極的に取り組んでいきます。

また、教職員の人権意識の高揚を図るため、初任者研修から管理職研修まで、幅広い研修を充実していきます。

さらに、社会教育主事、社会教育施設職員及び生涯学習関係職員の人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育・啓発に必要な知識、技能を習得するための各種研修会への参加を進めます。

（２）福祉事業関係者を対象とした人権研修

吉川市社会福祉協議会職員をはじめ、福祉業務従事者の人権意識の高揚を図るため、各種研修会を充実していきます。

Ⅳ　分野別人権問題の現状と今後の取り組み

本市では、昭和５５（１９８０）年に「市民憲章」を公布し、市民が心を合わせて平和なまちを築くことを誓い合いました。また、昭和６２（１９８７）年には「平和都市」を宣言し、平和で豊かな社会を次の世代に引き継いでいくことを確認し合いました。さらに、平成２４（２０１２）年度から令和３（２０２１）年度を計画期間とする「第５次吉川市総合振興計画」の中でも「優しさと思いやりにあふれ、お互いの人権を尊重し合えるまちをめざします。」を目標の一つとして掲げ様々な施策を行ってまいりました。

令和３（２０２１）年度に策定しました、「第６次吉川市総合振興計画（計画期間　令和４（２０２２）年度から令和１３（２０３１）年度)」におきましては、「社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会をめざします。」と施策の目的を位置づけ、人権尊重を行政各分野の基本として諸施策を推進し、互いを認め合う人権尊重の社会の実現に努めてまいります。

人権問題は社会の中で現実に起こっている問題であり、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場における、あらゆる社会関係において生じる具体的な問題です。人権教育・啓発を抽象的なものに終わらせないためには、私たちの身のまわりの具体的な人権問題の現状を把握していなければなりません。

ここでは、人権問題についての議論を深める手がかりとして、本市における重要課題の現状と今後の取り組みという観点から述べます。人権教育・啓発を進めるに当たっては、各課題に対する正しい理解と認識を深め、解決につなげていくことが大切です。

人権問題はたいへん幅が広く奥行きの深い問題であり、様々な人権問題を学習することによって人権感覚を養い、あらゆる人権問題の解決につなげることが大切です。

１　部落差別

【現状】

部落差別については、昭和４４（１９６９）年の「同和対策事業特別措置法*」施行以来、実態的差別と心理的差別の解消のため国を上げて様々な取組が行われました。

四半世紀余にわたる特別対策事業により、生活環境等の較差が大きく改善されたことから、国においては平成１４（２００２）年に特別措置法に基づく事業を終了し、人権教育・啓発推進法により、人権教育・啓発を中心とした施策が一般対策事業として行われてまいりました。その後、平成２８（２０１６）年に「部落差別の解消の推進に関するする法律※」、令和４（２０２２）年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、行政だけではなく、住民・事業者に対しても差別解消に向けた協力に努めることが定められました。

しかし、近年においても、「身元調査」を目的とした戸籍関係書類の不正取得事件や、インターネットの普及に伴う、ネット上での「掲示版」などにおける差別書き込みなどが発生しているほか、結婚や交際、就職、転居などで時として差別がみられるなど、部落差別に関する差別意識が依然として根強く存在していることが伺えます。

また、部落差別解消の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為*」も依然として横行している状況にあります。

部落差別は、憲法によって保障されている基本的人権にかかわる重大な問題であり、その早急な解決は行政の責務であると同時に国民的課題であるとした、昭和４０（１９６５）年に出された「同和対策審議会答申」の精神を尊重し、本市では部落差別を解消するための同和教育、及び部落差別を解消するための啓発を推進してまいりましたが、埼葛郡市人権施策協議会の人権に関する意識調査結果によれば、約２割の方が「同和問題を知らない」と回答しています。

すべての市民の理解と認識を得るべく、身近で具体的な課題を取り上げ、一人ひとりが部落差別を自分の問題として捉えられるような教育・啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

【今後の取り組み】

我が国固有の人権問題である部落差別は、憲法で保障された基本的人権にかかわる重要課題であり、部落差別の解消に当たっては市民一人ひとりの理解と協力が必要です。

指針の改定に合わせ、「吉川市部落差別の解消を推進するための行政の基本方針」及び「吉川市部落差別の解消を推進するための同和教育の基本方針」の見直し作業を行い、次の視点に立った教育・啓発を推進します。

○「差別の現実から学ぶ」教育・啓発の推進

単に歴史的経緯を理解するだけでなく、部落の果たしてきた役割を正しく伝え、さらに、現実に起こっている様々な差別事件を学習することによって、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとして捉え、差別や偏見をしない、させない、許さない、見逃さない心を育てる教育・啓発を推進します。

○えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、部落差別を口実にして個人や企業、行政機関等に対して行われる機関紙・図書などの物品購入や寄附金・賛助金の強要など、不法・不当な行為や要求を指します。こうした行為は、部落差別に対する誤った認識を植え付け、部落差別の解消の妨げになるものです。

そのため、広報紙やホームページ、パンフレットを活用するなど、えせ同和行為の排除に向けた啓発活動に取り組みます。

○人権尊重の意識づくり

人間としての尊厳を重んじ、自由と多様性を尊重する寛容な社会の形成に努めます。

２　女性の人権

【現状】

平成２７（２０１５）年９月において国連で持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）（ＧＯＡＬ５ジェンダー平等を実現しよう）を含む「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。

国では、平成２７（２０１５）年に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法)、平成３０（２０１８）年に、政治分野における男女共同参画を推進するため、国や地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、女性の職業・政治における活躍を後押しする環境づくりをはじめとする法整備の充実が図られてきました。

しかし、令和４（２０２２）年に世界経済フォーラムが公表した、各国における男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダーギャップ指数」は、日本は１４６か国中１１６位と低い順位となっています。これは、政治分野における議員や経済分野における管理職の女性比率の低水準等が要因となっています。

本市では、平成１６（２００４）年に「吉川市男女共同参画推進条例」を施行、男女共同参画社会基本法が制定される以前の平成７年（１９９５）年に「よしかわパートナーシップアクション２２」を策定し、以降適宜改定を重ね、近年は、さらなる人権意識を醸成するため、性的少数者に対する理解が広まるよう啓発事業を行う等、多様性を認め合う社会の実現を目指す国等の流れを踏まえながら、男女共同参画施策の推進を積極的に図ってまいりました。

これまでの取り組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。

第３次吉川市男女共同参画基本計画の期間が令和３（２０２１）年度をもって満了するにあたり、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、国際的な潮流も踏まえたジェンダー平等の視点に立って、男女共同参画社会の実現を目指す「よしかわパートナーシップアクション～第４次吉川市男女共同参画基本計画～」を策定しました。

【今後の取り組み】

個人としての尊厳を重んじすべての人が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として自らの意思によって、個性と能力を発揮しあらゆる分野に対等に参画できるまちを目指し、「多様性を認め合い　誰もが自分らしく生きることができるまち」を基本理念として、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

〇ジェンダー平等の意識づくり

多様性を認め合い、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画できるよう、互いの人権尊重とジェンダー平等の意識づくりを促し、その定着と浸透に取り組みます。

〇配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するために、ＤＶ＊（ドメスティック・バイオレンス）防止や相談支援体制、被害者の保護・自立に向けて組織横断的に取り組みます。

〇誰もが活躍できる社会づくり

あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、意思決定の過程における女性の参画を促進するとともに、職業生活において性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに取り組みます。

※本文中の表記には「よしかわパートナシップアクション～第４次吉川市男女共同参画基本計画～」を一部引用しております。

３　子どもの人権

【現状】

我が国は、児童の権利条約を平成６（１９９４）年に批准し、３０年余が経過しました。この間、子どもに対する人権意識の喚起や児童福祉法及び児童虐待防止法の改正、さらには、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されるなど、子どもの人権を守るために様々な法律が整備されてきました。

現代社会においては、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などによる保護者の子育てに対する不安や孤立感の増大、ライフスタイルの変化や働き方の多様化による保育ニーズの高まり、さらには児童虐待や子どもの貧困問題など、子どもや家庭、子育てを取り巻く課題が複雑化、多様化しています。

こうした状況の中、父母などからの虐待、学校でのいじめや不登校児童・生徒の増加、インターネット等による誹謗中傷、子どもを巻き込む犯罪など、子どもたちの人権に関する様々な問題が顕在化してきています。

これらの問題を解決するには、国や県をはじめ、市民（家庭)、地域、企業や関係機関・団体などの役割分担と相互の連携を図り、すべての人々が、子どもたちや子育て家庭をみんなで支え、子どもの人権の尊重に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【今後の取り組み】

「第２期吉川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子どもや子育て家庭の希望がかなうために」「安心して妊娠、出産、育児ができるために」「安心して子育てができる生活環境を整えるために」を踏まえ、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

○子どもや子育て家庭の希望がかなうために

子どもの最善の利益の実現を第一に考え、全ての子どもが希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

また、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

○安心して妊娠、出産、育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合支援体制の充実を目指します。

また、子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みの充実を目指します。

○安心して子育てができる生活環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

また、安全・安心に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮したまちづくりを目指します。

○児童虐待・いじめの防止

児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の機能強化や関係機関との連携強化を進めるとともに、支援が必要な児童や保護者に対し、社会資源の調整・相談・家庭訪問を通じた支援に努めます。

○子育て支援策の充実

子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取り組みの充実を目指します。

※本文中の表記には「第２期吉川市子ども・子育て支援事業計画」を一部引用しております。

４　高齢者の人権

【現状】

わが国の高齢化は急速に進展し、令和２（２０２０）年４月における高齢化率は２８．７％となっており、超高齢社会を迎えました。また、推計によると、令和２２（２０４０）年には２万人を超え２８％と４人に１人超が高齢者という状況が予測されています。

本市においては、令和２（２０２０）年１０月現在で高齢者人口は１７，２９４人、高齢化率は２３．６％と全国平均に比べ低くなっていますが、２０２５年には「団塊の世代」が７５歳以上となり、さらに２０４０年には「団塊ジュニア世代」が６５歳以上になることから、今後はより急速に高齢化が進むことが想定されています。

このような状況の中、介護を必要とする方や高齢者福祉サービスを利用される方の増加が見込まれます。

本市が策定した、令和３（２０２１）年度から令和５（２０２３）年度を計画期間とする「第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、基本理念を「高齢者の幸福実感の実現」、地域の理想像を「すべてのひとが　生涯にわたり居場所と役割を持ち　活躍する地域」と定め、施策の推進に努めてまいります。

社会構造や世帯構成の変化に伴い、家庭の介護力は低下し、家族だけでは支えきれない時代となり、医療、介護の充実はもとより、市民の主体的な参加と連携に支えられた地域社会の形成をめざしていかなければなりません。

「すべての高齢者が生きがいを持ち、生き生きと充実した生活を送ることができる社会へ」、「一人の人間として、人間らしい生き方を最期まで送ることができる社会へ」

それが高齢者の、人としての権利が尊重されるまちづくりであり、それを構築するための高齢者の人権に対する人権尊重意識の啓発が今、重要であると言えます。

【今後の取り組み】

「第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

〇生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する【自助】

生涯を通じた社会参加により自らの健康を維持するため、身近な場所で健康づくり・体力づくりを習慣化できる仕組みづくり、知識や経験を活用できる社会参加・就労の機会づくり、心豊かに充実した生活を送るための生きがいづくりにより、生涯、元気で活躍する環境をつくります。

〇地域のつながり、地域の支え合いの力を高める【互助】

地域のつながり、地域の支え合いの力を高めるため、地域の多様な社会資源（ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など）との連携による支え合いの担い手や通いの場づくりに取り組むとともに、認知症の理解、見守り体制、権利擁護、介護者の支援により、高齢者を支える地域とのつながりと生活支援体制をつくります。

〇地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める【共助】

地域包括ケアシステムを深化するため、地域包括支援センター*の活動、在宅医療と介護の連携、総合事業、外出支援、住まいの支援などの取組を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくります。

また、介護保険制度の持続性を高めるため、高齢者人口の増加に対応した介護保険サービスの質の維持・向上、介護人材の確保、サービスの適正利用を促進し、利用者に応じた介護サービス提供体制をつくります。

※本文中の表記には「第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を一部引用しております。

５　障がい者の人権

【現状】

本市では、平成１２（２０００）年度に「吉川市障害者計画」を策定し、６年ごとに改定を重ね、平成３０年度には「第４次吉川市障がい者計画」を策定し、「自立と社会参加の実現、地域生活の促進－ともに助け合い地域で安心して暮らすことができるまち－」を基本理念として、障がい者の暮らしを支える施策を展開してきました。

国では、平成２４（２０１２）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成２８（２０１６）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるとともに、平成２６（２０１４）年に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）に批准するなど、障がいのある人の権利擁護に係る法令等の整備が進んでいます。このような中、令和２（２０２０）年４月から「吉川市手話言語条例※」を施行するなど市民に身近な自治体として市の果たすべき役割はますます重要になっています。

また、令和３（２０２１）年に改正された障害者差別解消法では、これまで努力義務とされてきた事業者の「合理的配慮」が３年以内に義務となるなど、民間を含めて障がいを理由とする偏見や差別がない社会を目指す取り組みが期待されています。

【今後の取り組み】

国・県の法令や「第４次吉川市障がい者計画」に基づき、障がいのある人もない人もともに助け合い地域で安心して暮らすことができるまちをめざして、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

〇共生する地域づくり

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

障害者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者の虐待の防止及び擁護者に対する支援を行います。

〇地域での生活を支援する体制づくり

障がい者の様々な相談に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、自立に向けたサービスの提供を推進するとともに、介護による家族負担が軽減できるよう、様々なニーズに対応できる住宅サービスの充実に努めます。

「親亡き後」を見据え、施設入所から地域生活への移行、あるいは親元から離れた暮らしなど、自立した地域生活の支援を推進します。

〇個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり

障がい者就労に対する理解を促進するため、広報活動などを通じ理解を深めるとともに、障がい者の能力や適性に応じた就労の場を確保していきます。また、雇用拡大や雇用環境の質の向上施策の充実に努めます。

就労した障がい者が、長く安定して働き続けられるよう、企業者との連絡調整や問題解決に向けた取り組みなど、一層の就労定着支援を図ります。

〇健康で安心できる環境づくり

生活習慣病よって引き起こされる障がいを防ぐため、より多くの市民の各種健康診査やがん検診を促進し、生活習慣病の発生、重症化の予防に努めます。

身近な地域で治療やリハビリテーションが行えるよう地域の医療機関相互の連携の強化を図るとともに、専門性の高い医療などが受けられるよう、量的・質的な充実を図ります。

〇子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

発育や発達に支援の必要がある子どもへの支援を充実させるため、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワークなどの仕組みを検討します。

インクルーシブ教育を推進するため、様々な教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することができるよう、保育・教育環境の充実を図ります。

障がい児への切れ目のない支援の仕組みをつくるため、関係機関と連携し連続的な障害児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

〇すべての人が安心して暮らせるまちづくり

快適な生活環境を整え、障がい者が地域社会の中で自立した日常生活を送れるよう、福祉のまちづくりを推進します。

障がい者が地域で安全安心に生活できるよう、減災訓練の実施や自主防災組織の拡充などにより減災対策を推進するとともに、防犯知識の普及や地域住民などとの連携を図り防犯対策を推進します。

※本文中の表記には「第４次吉川市障がい者計画」を一部引用しております。

６　外国人の人権

【現状】

近年、国際化の波は、大きなうねりとなって日常生活の中に浸透しつつあり、国・県のみならず市や地域が国際社会に果たす役割は、ますます重要になっています。市内においても、令和４年（２０２２）年１月には総人口（７３，１８２人）の約2.44%に当たる１，７８３人の外国人住民が居住しており、その増加に伴い、多様な文化に関わる機会が増えています。

しかし、文化や習慣、言葉の違いなどから、外国人住民が日常生活に支障をきたしたり、誤解やトラブルが生じたりする問題があるほか、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的行動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっており、平成２８年（２０１６）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律*」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

本市においては、「吉川市第６次総合振興計画」に人権教育・啓発分野と並び外国人住民を含むすべての市民が暮らしやすい多文化共生社会をめざすことを施策の目的として位置付けており、平成７（１９９５）年設立の吉川市国際友好協会など、市民と市の協働による各種事業を進めています。

【今後の取り組み】

地域においては、増加傾向にある外国人住民とのコミュニケーション不足による日常生活でのトラブル等の課題もあることから、引き続き、地域コミュニティ活動に対する理解の浸透を図りながら、互いの文化、習慣の違いを理解・尊重し合うことが重要です。

「第６次吉川市総合振興計画」に基づき、外国人住民を含むすべての市民が暮らしやすい多文化共生社会をめざし、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

〇多文化共生の推進

外国人住民などが理解しやすいよう、刊行物や公共施設内の多言語化等、必要な情報提供に努めるとともに、日本語・日本文化を理解する機会の充実を図ります。

吉川市国際友好協会などの市民団体と連携して、イベント等の事業を行うことにより外国人住民との交流を促進します。

〇国際交流の充実

友好姉妹都市米国オレゴン州レイクオスエゴ市との交流事業を推進するとともに、新たな都市との国際交流の可能性について研究します。

吉川市国際友好協会など市民が主体となった国際交流活動の支援を行うとともに、国際交流を担う人材の発掘に努めます。

７　性的指向・性自認

性的指向*とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向いているのかを示す概念で、異性愛や同性愛、両性愛など様々な形があります。

また、性自認*（ジェンダー・アイデンティティ/性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚としてもって生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すＬＧＢＴＱ*という言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分理解されず、差別的な言葉や雰囲気に苦しみを感じている人々がいます。

性的指向又は性自認に係る性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するためには性の多様性への正しい理解と認識を深めることが必要です。

本市では、性的少数者への適切な対応や支援、正しい知識の普及啓発のために、令和３（２０２１）年「性的少数者（ＬＧＢＴ等）に配慮した対応ガイドライン～吉川市職員・教職員のために～」を作成しました。

また、性的少数者の生きづらさや困難さを軽減し、共に生きるため、令和４（２０２２）年２月１日からパートナーシップ宣誓制度を導入しています。

【今後の取り組み】

性的指向や性自認による偏見や差別を解消するため、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進するとともに、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談環境の強化・充実、様々な性のあり方を尊重した社会づくりを図ります。

○多様な性に対する教育・啓発の推進

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性への理解が促進されるよう啓発・教育を推進します。

また、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう市民や事業者への周知啓発に努めます。

※ＬＧＢＴ／性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）

ＬＧＢＴとは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ(Gay)、バイセクシャアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとって組み合わせたもの。ＳＯＧＩとは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって組み合わせたもの。ＳＯＧＩは性的指向や性自認の典型、非典型にかかわらず、すべての人の人権が尊重されるべきであるという文脈で用いられることが多い言葉である。

８　インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションは世代を超えて広く定着し、子どもから大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

その一方で、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの悪質な行為が社会的な問題となっています。

このため、国は、平成１４（２００２）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律*」（プロバイダ責任制限法）を施行しました。この法律により、プロバイダ（インターネット接続事業者）等に対し、人権侵害情報の発信者の氏名、住所、メールアドレスなどの情報公開を請求することができること、また、被害者は、プロバイダ等に対し、人権侵害情報の削除依頼を行うことができることが定められました。その後も、平成２０（２００８）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律*」（青少年インターネット環境整備法）、平成２６（２０１４）年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律*」（リベンジポルノ防止法）が制定され、法整備が進んできました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害は増加傾向にあり、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

【今後の取り組み】

インターネット利用上のルールやマナーなどの啓発を図ります。また、児童・生徒に対する情報モラル教育を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

なお、人権侵害のおそれのある書き込み等については、関係機関と連携して適切に対応します。

○啓発の推進

インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した社会を実現するための啓発を推進します。

○人権侵害問題への対応

インターネットによる人権侵害問題については、国や県、関係団体等と連携を図りながら、適切に対応します。

９　その他の人権

身近に感じられる、人権問題を分野別に述べてまいりましたが、現代社会には、このほかにも、次のような人権問題が存在します。また、時代の変化に合わせるかのように、新たに生まれる人権問題への取り組みも重要です。

（１）アイヌの人々

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、独自の豊かな文化を持ちつつも、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚における差別が依然として存在しています。

このため、平成９（１９９７）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律*」が施行されました。

平成１９（２００７）年、国連では「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年の平成２０（２００８）年には「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議*」が国会で採択されました。さらに、令和元（２０１９）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行され、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざした取り組みが進められています。

本市では今後も、アイヌの人々が不当な差別や偏見を受けることなく、アイヌの伝統文化に対する理解を深め、人権とアイヌ文化が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進します。

（２）感染症患者等の人権

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文において、「我が国においては、過去にハンセン病*、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。」と記されており、感染症の患者等の人権の保護に配慮するよう国及び地方公共団体の責務、国民の責務を定めています。

しかしながら、エイズ*ウィルス（ＨＩＶ）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分な状況とは言えません。

さらに令和２（２０２０）年に世界的にパンデミックを引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、感染のおそれや不安、誤解や偏見により、感染者やその家族、医療従事者に対して、誹謗・中傷や差別的な対応といった人権問題が生じています。

本市では今後も、患者等が病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、人権教育・啓発を推進します。

（３）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や居住の確保の困難等、本人に強い更生意欲があるにもかかわらず、社会復帰をめざすには、極めて厳しい状況にあります。

平成２８（２０１６）年、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することを目的に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。刑を終えて出所した人たちが、円滑に社会復帰を果たすためには、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

本市では今後も、刑を終えて出所した人やその家族などが、不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の一員として受け入れられるよう、啓発を推進します。

（４）犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な犯罪被害により身体的・精神的・経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追いうちをかけるような、報道機関による過剰な取材活動やいわれのないうわさや中傷により平穏な私生活を脅かされることがあります。このため、平成１６（２００４）年に、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るために「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

本市では今後も、犯罪被害者やその家族の方などが、いわれのないうわさや中傷により傷つけられることなく、平穏な私生活が送ることができるよう、啓発を推進します。

（５）北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による「拉致」は重大な犯罪（人権侵害）です。今なお所在の分からない拉致被害者と思われる方々が居り、その帰りを待ちわびる家族の方々が居ます。

平成１８（２００６）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められ、平成２３（２０１１）年４月の閣議決定では、「人権教育・啓発に関する基本計画」の各人権課題に対する取組の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

本市では今後も、北朝鮮当局による拉致問題は、国民的課題であることを認識し、この問題に対する関心と認識を深めるための啓発を推進します。

（６）ホームレス

自立の意思がありながらホームレス*となることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができないでいる者が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題が起こっています。

平成１４（２００２）年８月に、ホームレスの自立支援等にかかる国と地方公共団体

の責務を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。
本市では今後も、ホームレスの人権を守るための啓発の推進はもとより、ホームレスの自立に向けた支援を推進してまいります。

（７）人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な人権問題です。
国は、平成２１（２００９）年１２月に犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画２００９」を策定し、取り組みを進めておりますが、性的搾取のためと思われる、東南アジア諸国の女性を対象とした人身取引の目的国が日本であるという現実があります。
本市では今後も、こういった事実を周知するとともに、人身取引撲滅のための啓発を推進します。

（８）災害と人権

平成２３（２０１１）年３月１１日に発生した、東日本大震災では、大規模な災害がもたらす、「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。
被災者自身が災害により人権を侵害されている状態にある中で、高齢者や障がい者、子どもや女性、ことばの壁のある外国人など、いわゆる「災害弱者」と呼ばれる人たちはさらに困難な状況に身を置かざるを得なかったことでしょう。
さらには、福島原発事故に起因した、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的言動なども、重大な「人権侵害」として注目されました。
本市では今後も、こういった、災害時の人権侵害を防ぐための方策を防災対策の一つとして、取り組んでまいります。

Ｖ　相談体制の充実

本市では、市政に関する問題や市民生活に関する問題について、様々な相談窓口を設置するとともに、国や県の専門相談窓口へのご案内をこれまでも実施してまいりました。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、学校でのいじめやインターネットを介した人権侵害、日常生活のトラブルから生じる人権に関する問題など、相談件数の増加とともに相談内容が複雑・多様化しているのが現状です。

このように、相談内容が複雑・多様化している現状において、相談者への、迅速かつ適切な案内業務を含む相談体制の充実が求められています。

（１）相談窓口の周知

市民が日常生活の中で起きる人権問題に関して、気軽に相談ができるような環境の充実を図るとともに、市広報紙やホームページ、案内チラシなどを通じて、広く市民の方に周知してまいります。

（２）複雑・多様化する相談への対応

一人の相談者が複数の分野にわたる相談事案をお持ちの場合は、各担当相談窓口と連携し、庁内の横断的な相談体制により対応してまいります。

（３）連携の強化

本市が開設している相談窓口では対応が困難な相談事案につきましては、国や県の相談機関と連携・協力し対応してまいります。

また、迅速性、柔軟性に優れたＮＰＯ*などの民間団体との連携も図ってまいります。

（４）相談員資質の向上

人権擁護委員をはじめ、窓口で相談業務に当たる相談員の資質向上のために、相談業務に関する研修会などへ積極的に参加してまいります。

Ⅵ　計画の推進【実現のために】

１　推進体制の整備

人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「吉川市人権施策推進本部*」を核として、全庁体制で総合的に取り組んでいきますが、特に教育委員会においては、学校教育、社会教育における人権教育に係る施策を積極的に推進します。

また、各部局が所管する民間団体や各種市民団体とも連携を深め、人権教育の推進を図るように働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。

さらに人権に関する啓発・学習のための資料、教材、学習機会等の情報を体系化し、総合的な提供に努めます。

２　連携・協力体制

（１）国・県との連携

人権教育の推進が広域的な取り組みとして展開されるよう、国・県の人権に関係するあらゆる部局と連携し、より効果的な人権教育・啓発を推進します。

（２）近隣市町との連携

人権教育・啓発を広域的かつ有効に推進していくために、本市をはじめとする埼葛郡市１２市町は「埼葛郡市人権施策推進協議会」を組織し、これまで一般市民を対象とした講演会や、各階層の職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、担当者の現地研修会などを連携・協力して開催してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究等を含め、埼葛郡市１２市町はもとより、近隣市町とも連携・協力を図りながら人権教育・啓発を推進します。

（３）民間団体との連携

人権を日常生活の隅々まで浸透させ、人権文化を確立するためには、行政や学校といった公的な部門の取り組みだけでは不十分です。民間のあらゆる部門で人権教育の取り組みが積極的に図られる必要があります。

今後、各種団体に人権教育の取り組みの充実を促すとともに、連携・協力を図りながら、ともに人権教育・啓発を推進します。